

自宅で療養されている方の災害時の避難について

長崎県感染症対策室

大雨や台風などの自然災害は、いつ発生するかわかりません。

療養期間中に災害が起きた場合にご自身が安全に避難するため、避難行動を事前に確認いただくようお願いします。

また感染拡大を防止するため、一時避難場所は県の準備した宿泊療養施設となります。

《平時からの準備》

○ご自身の自宅（療養場所）がハザードマップ上の危険エリアに該当するか確認を行ってください。

危険エリアに該当するかが分からない場合は、お住まいの市町担当部署に問い合わせを行う等して確認をお願いします。

○いざというときのために非常用持ち出し品の準備をしておきましょう。

（マスク、消毒液、ウェットティッシュ、お薬、水、食料、衛生用品等）

また、家庭の備蓄品として、食品や生活用品など最低3日分（可能であれば1週間分）を備えておきましょう。

○避難をする際に自力（家族等の送迎含む）での移動が困難で移動に支援を必要とされる場合は、管轄の保健所に事前にご相談ください。

《市町からの避難情報等が発令されたら》

○避難される場合は、管轄の保健所へ必ずご連絡ください。保健所で移動手段等の確認を行い、避難場所等について具体的にお示しします。

○同居される濃厚接触者とは避難先が異なりますので、予めご了承ください。

ただし、感染者である子どもを養護するために必要であれば、濃厚接触者である保護者も宿泊療養施設に避難することは可能ですので、管轄の保健所へご相談ください。

○すぐにでも避難が必要となり、市町が設置する避難所に避難をする場合は、新型コロナウイルス感染症の自宅療養者である旨を必ず伝えてください。

《個人情報について》

○避難を希望される自宅療養者で同意を得た方については、市町の防災担当部署に情報提供をさせていただきます場合があります。

